

日本政策金融公庫による資金繰り支援

令和6年能登半島地震特別貸付

対象者

- ①被災4県に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者※1、2
 - ②①の事業活動に依存し、間接被害を受けた中小企業者
 - ③今般の地震の影響により、業況が悪化している中小企業者※3
- ※1：原則、罹災証明書等が必要 ※2：停電等による在庫品被害も含む
※3：風評被害等による影響を含む

貸付限度額

- ①及び②の方（国民事業） 上乗せ六千万円（中小事業） 三億円
- ③の方（国民事業） 別枠四千八百万円（中小事業） 七億二千万円

貸付利率

- ①の方 当初3年間は所定の金額※4を限度に、災害金利※5 ▲0.9%
貸付後4年目以降は災害金利 ▲0.5%
- ②の方 災害金利 ③の方 基準金利（中小企業者の状況による変動） ※6
- ※4：（国民事業） 三千万円（中小事業） 一億円
所定の金額を上回る場合は災害金利 ▲0.5%
- ※5： 令和6年1月現在、貸付期間5年（国民事業、中小事業ともに） 1.20%
- ※6： 令和6年1月現在、貸付期間5年（国民事業） 2.1%（中小事業） 1.20%

貸付期間

設備資金 20年以内 運転資金 15年以内（据置期間5年以内）

取扱時期

令和6年1月31日（水）～

令和6年能登半島地震災害マル経

- ・災害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援
（貸付限度額 一千万円（別枠）、貸付利率を最大 ▲0.9%）
- ※令和6年能登半島地震災害マル経は、商工会の推薦が必要

お問い合わせ 日本政策金融公庫 金沢支店

TEL 0570-045202

信用保証による資金繰り支援

セーフティネット保証4号

制度概要

自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、通常の保証限度額とは別枠（上限二億八千万円（うち無担保八千万円））で借入金の100%を保証する制度

対象者

災害救助法の適用を受けた地域等に事業所を有し、直接または間接被害があり、売上等が減少している中小企業者

要件

市町村が発行する認定書（売上高が20%以上減少）

災害関連保証

制度概要

激甚災害の直接被害を受けた中小企業者に対して、一般保証及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠（上限二億八千万円（うち無担保八千万円））で借入金の100%を保証する制度

対象者

災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者

要件

罹災証明書等

伴走支援型特別保証（コロナ借換）保証

利用時の要件に災害関係保証も追加することで事業再建に必要な資金を借入れする際の保証料を0.2%まで引き下げるとともに、石川県内の災害救助法の適用を受けた地域に事業所を有する事業については、後日正式な提出が前提で申込時点で記載できる範囲での計画書の提出を可能としています

ゼロゼロ融資等のリスケ時の保証料補助

リスケ時追加保証料をゼロにします

小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)

令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等が行う販路開拓の取組を支援します！

震災後に復旧と併せ、新商品の販売やより自社を充実していきたい

【補助対象者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等

【事業目的】

事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

【補助上限】

200万円(直接被害) ↓ 自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円(間接被害) ↓ 令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助率】

2/3又は定額(一定の要件を満たす事業者のみ対象※)
※中能登町については要件を満たしていません

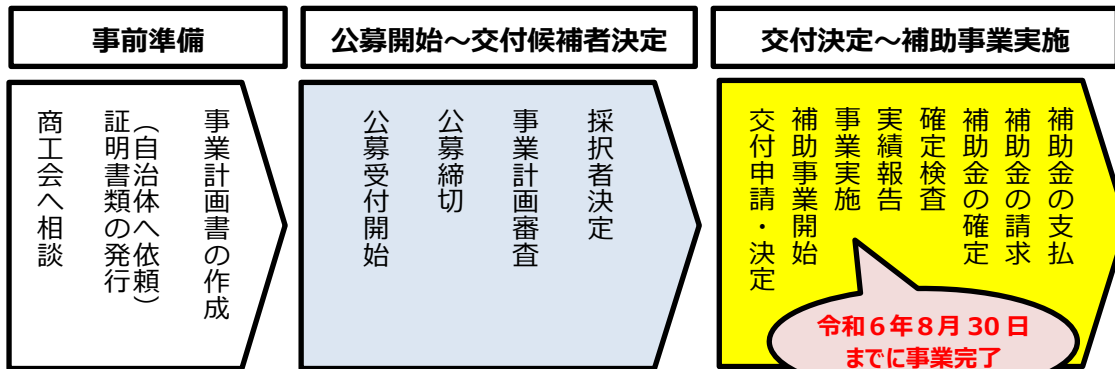
【補助対象】

機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【スケジュール】

2月1日(木)より受付開始
※1次公募は2月29日(木)締切り。一次公募締切り後、速やかに二次公募を開始します。

【事前準備から事業終了までの流れ】



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
※令和6年8月30日までに事業を完了し、指定期日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

【申請前に自治体に必ず発行してもらうもの】

直接被害で申請する場合 ⇒ 事業所や事業資産等が罹災されたことが分かる公的書類(例:「罹災 被災証明書」など)

間接被害で申請する場合 ⇒ 令和6年1月及び2月の任意の1か月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少していることが分かる公的書類(例:セーフティネット4号における「認定書」など)

【定額要件】

直接被害を受けた事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

- 過去数年以内に発生した災害(※1)で被害を受けた以下に該当する事業者
 - 被災が証明できる事業者
 - 国等が実施した災害支援策を活用した事業者
- 過去数年以内に発生した災害以降、売上高が20%以上減少している事業者
- 過去数年以内に発生した災害による債務を抱えている事業者

(※1)過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。

【補助対象となる期間の特例】

特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災(被災)証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。(いずれも自治体が発行するもの)



経営のパートナーは商工会(新規会員募集中)

お問い合わせ先: 中能登町商工会 ☎ (0767) 76-1221